平成２３年（フ）第１０２号
鳥取県米子市富益町49番地21
債務者　宅和　恵子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１４２号
鳥取県米子市尾高781番地77
債務者　柳瀬　知久
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１４３号
鳥取県米子市陰田町675番地２
債務者　園山　千恵
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１４９号
鳥取県境港市外江町3398番地９
債務者　橋上　賢二
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１７９号
鳥取県米子市永江881番地　県住54－４－416
債務者　松谷　幸代
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１８１号
鳥取県米子市両三柳5470番地　マンマミーヤＢ棟Ｂ203号
債務者　中馬　順子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１８６号
鳥取県米子市皆生温泉１丁目２番51号
債務者　渡部　新志
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１４７号
広島県三原市宮浦５丁目９番14号
債務者　矢倉　審爾
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第４５３号
愛媛県松山市東石井４丁目８番８号　メルヴェーユシェソワＡ101号
債務者　白鳥　兼次
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６２号
愛媛県松山市樽味１丁目８番４号
債務者　藤村　　巧
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５７号
愛媛県今治市山路806番地１　クレール木ノ谷106号、旧住所愛媛県今治市石井町４丁目３番７号　フレグランス石井102号
債務者　渡辺　敦志
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第６６号
福岡県筑後市大字常用1041番地
債務者　中野　耕平
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第１７７号
佐賀県武雄市朝日町大字甘久８番地３
債務者　横山　智子（旧姓草場）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２０９号
佐賀県杵島郡白石町大字福富下分2997番地16
住ノ江住宅９－７号
債務者　東島　千鶴
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１７０号
宮崎県都城市妻ケ丘町16街区４号マルヒサ第７コーポ203号、前住所鹿児島県志布志市志布志町安楽2274番地４
債務者　安樂みゆき
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１７１号
宮崎県都城市菖蒲原町32号２番地、前住所宮崎県都城市菖蒲原町35号16番地１　パシフィック都城505
債務者　南ノ園　昇
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第２３０号
福島市方木田字吉ノ内18番地の１　サンオークス102号、従前の住所福島市方木田字葉ノ木立29番地の66
債務者　石井　智江
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福島地方裁判所